

第8次鹿沼市総合計画策定アドバイザー業務委託仕様書

本仕様書は、鹿沼市が発注する第8次鹿沼市総合計画策定アドバイザー業務を受託する者の業務について、必要な事項を定める。

1 委託業務名

第8次鹿沼市総合計画策定アドバイザー業務委託

2 委託業務の目的

本市では、第7次鹿沼市総合計画の計画期間が令和3年度で終了することから、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間とする第8次鹿沼市総合計画（第2期ひと・まち・しごと鹿沼市総合戦略（以下「総合戦略」という。）含む）を策定する。計画の策定にあたっては、時代の潮流に即し、経営的視点を持つことが必要である。

このことから、豊富な経験と高い専門性を有する民間事業者にアドバイザー業務を委託し、策定業務を円滑に遂行することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

※債務負担行為に基づく複数年契約とする。

4 委託業務内容

「第8次鹿沼市総合計画策定アドバイザー業務委託」公募型プロポーザル実施要領に定める企画提案書の作成にあたっては、下記の項目並びに順序に従い整理すること。

なお、本市では策定スケジュールをこの通り想定しているが、事業者提案を妨げるものではない。

No.	策定工程	月日
1	(仮称)基本構想(案)の策定	令和2年12月
2	(仮称)基本計画(案)の策定	令和3年10月
3	(仮称)実施計画の策定	令和4年1月

(1) 基礎調査業務

- ① 少子高齢化、SDGsなど今後の重要なトレンドとなりうる本市を取り巻く社会経済状況の整理及び今後の推測を行う。
- ② ビッグデータをもとに本市の強みや弱み、特性などを整理、分析し可視化する。
- ③ 現行総合計画について整理、分析し可視化する。
- ④ 社会経済動向等の整理、現行計画の総括結果を踏まえ、第8次総合計画で取り組むべき課題(案)を抽出する。

(2) 策定体制の支援業務

- ①計画の策定にあたり実施する審議会、内部会議等について、効果的な運営方法を提案する。
- ②審議会等の運営に関する提案や実施、資料作成等の運営支援を行う。なお、必要に応じて審議会等への出席を求める。
- ③持続可能な行政経営の視点から市民参画の機運醸成に向けた取り組みを支援する。

(3) (仮称) 基本構想、(仮称) 基本計画の策定支援

- ①基礎調査をはじめとする業務の結果に基づき、(仮称) 基本構想・(仮称) 基本計画(案)の策定を支援する。

(4) 計画の実効性の確保に関する業務

- ①総合計画の実効性を確保するため、総合計画を中心とした計画と予算、組織の有機的なマネジメントサイクルの構築を支援する。
- ②総合計画の進捗管理を徹底するための手法、人材育成の視点も含めた職員への浸透方法を提案し、実施する。

(5) その他

- ①持続可能な行政経営を強固にするためのバックオフィス部門(組織、人事、財務)のコンサルティングにおける支援オプションを提案する。

5 成果品及び納期限

(1) 成果品 基礎調査業務報告書

A4版2部、概要版2部、電子媒体1部

納期限 令和3年 3月31日(水)

(2) 成果品 第8次鹿沼市総合計画(「総合戦略」含む)

レイアウト(構成)含む。A4版2部、概要版2部、電子媒体1部

納期限 令和4年 3月31日(木)

(3) その他、業務上作成した資料一式

6 業務実施上の条件

- (1) 検討に必要な資料は貸与する。
- (2) 総合計画審議会開催時の委員報酬及び開催に要する経費は鹿沼市が負担する。
- (3) 総合計画審議会、議会、パブリックコメント対応等において、受託者は鹿沼市の指示に従い、必要に応じて支援を行う。

7 業務完了報告書の提出

受託者は、事業完了後速やかに業務完了報告書を作成し、鹿沼市に提出するものとする。

8 委託料の支払い

市は、各年度の委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、請求があった日から起算して30日以内に年度ごとに一括して委託料を支払うものとする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義のある場合は、双方の協議のうえ定めるものとする。

この仕様書に定めのない事項であっても、委託者が必要と認める簡易な指示事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

成果品として納入されるものの著作権は、全て鹿沼市に帰属するものとする。